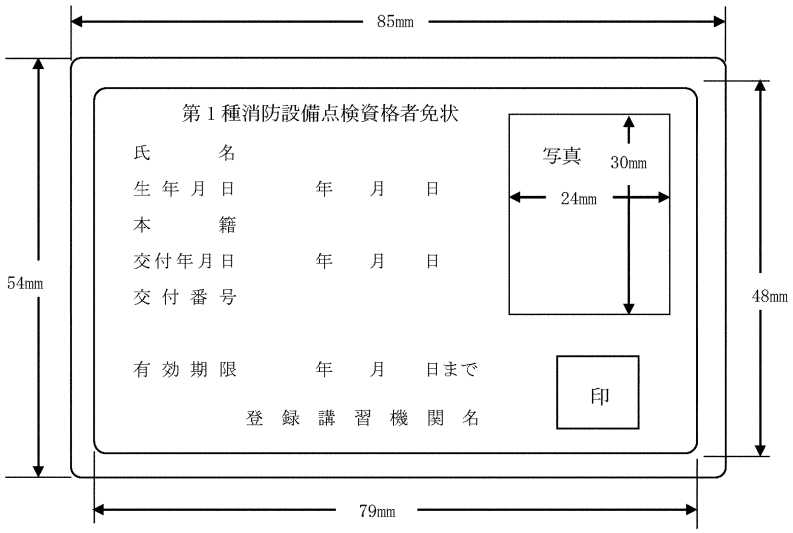
別記様式（その1）及び別記様式（その3）を次のように改める。

（その2）

第1種消防設備点検資格者免状

表面



裏面

1　第1種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。

2　消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合があるので、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類
消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用連結送水管及び特定駐車場用泡消火設備
備考

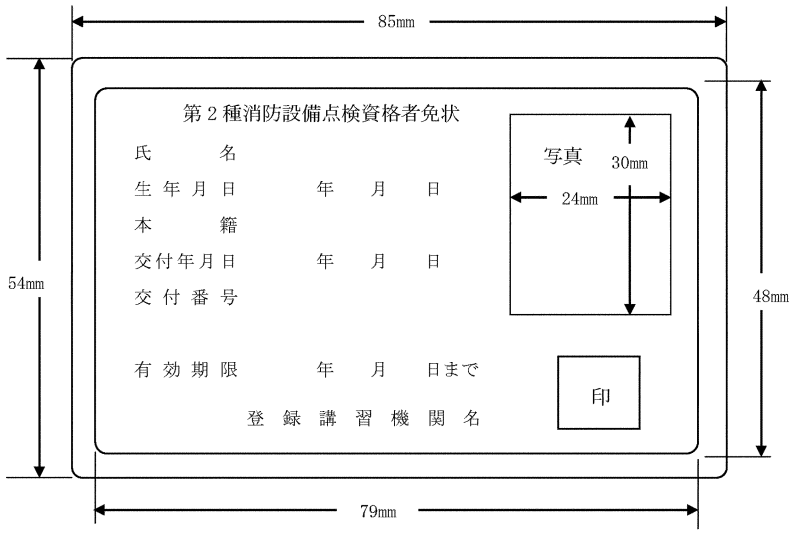
備考　1　用紙の表面には、無色透明の薄板を接着させるものとする。

2　写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

（その3）

第2種消防設備点検資格者免状

表面



裏面

1　第2種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。

2　消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合があるので、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類
自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用非常コンセント設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備及び複合型居住施設用自動火災報知設備
備考

備考　1　用紙の表面には、無色透明の薄板を接着させるものとする。

2　写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

附　則

1　この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現に交付されている第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状は、それぞれこの告示による改正後の平成十六年消防庁告示第十八号別記様式の第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状とみなす。